

入札公告

一般競争入札（以下「入札」という。）について、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 1 2 日

奈良市鳥獣被害防止対策協議会
会 長 巽 一孝

1. 契約担当部局

〒 6 3 0 - 8 5 8 0

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市鳥獣被害防止対策協議会

（奈良市役所農政課内）

電話 0 7 4 2 - 3 4 - 5 1 4 2

FAX 0 7 4 2 - 3 5 - 5 5 5 9

2. 入札に付する事項

- （１）物 品 名 令和 7 年度 鳥獣被害防止施設整備事業 獣害防止柵資材一式
- （２）納品場所 奈良市鳥獣被害防止対策協議会が指定する場所
（奈良市内）
- （３）物品概要 別紙仕様書のとおり
- （４）納 期 令和 7 年 1 1 月 2 1 日（初回納入期限）
納入資材の数量は発注者の指定する数量を複数回分納して納入すること。2 回目以降の納入は発注者と打ち合わせの上納品すること。
- （５）支払条件 検収後、当協議会へ補助金等が入金次第、速やかに支払う。
- （６）入札方法 別紙入札説明書のとおり

3. 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- （１）国若しくは地方公共団体での導入実績があること。
- （２）獣害防止柵の設置日に、現場で誠意をもって設置方法等の説明・指導ができる者（2 日程度を予定）。
- （３）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- （５）下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。
 - ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。
 - ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。
 - ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。

- ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）または法人であつてその役員が暴力団員である者。
- (7) 国税の滞納のない者であること。加えて、奈良市内に本店支店等を有する者にあつては当該市税の滞納のない者であること。

4. 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

1に同じ

なお、入札説明会は行わない。

5. 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和7年9月29日（月） 17時
- (2) 提出場所 1に同じ

6. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和7年10月14日（火） 15時00分

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 中央棟3階 入札室

(2) 開札

入札終了後直ちに（1）の場所で行う。

(3) 入札書の提出方法

入札書を持参し投函すること。（郵送又はファクシミリによる入札は認めない）

7. 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお協議会長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8. 入札手続等

- (1) 入札保証金 奈良市契約規則第4条第2号に準じて免除
- (2) 契約保証金 奈良市契約規則第23条第2号に準じて免除
- (3) 契約書作成の要否 要する。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。